

使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の理由

- (1) 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の制定（令和4年4月1日施行）に伴い、使用料及び手数料条例において、畜舎等の建築等の際に行う技術基準審査に係る審査手数料を新設することから、当該申請手数料を千葉県千葉県収入証紙により納入することを可能にするため、当該申請手数料を別表第二に新たに規定する。
- (2) 道路法等の一部改正（令和3年9月25日施行）により、防災拠点自動車駐車場（災害時に防災拠点以外の利用を禁止・制限できる駐車場）が創設され、国が管理する道路において、当該駐車場に係る占用料が定められたことを踏まえ、使用料及び手数料条例の一部を改正し、防災拠点自動車駐車場に係る道路占用料を新設することから、当該道路占用料を千葉県収入証紙により納入することを可能にするため、当該道路占用料を別表第二に新たに規定する。
- (3) 道路交通法等の一部改正（令和4年5月13日施行）により、次の①及び②のとおり、改正を行う。
 - ① 75歳以上の高齢者で一定の違反歴のある者は、運転免許更新時に免許センター等で運転技能検査が義務付けられたことを踏まえ、使用料及び手数料条例の一部を改正し、当該検査に係る手数料を新設することから、当該検査手数料を千葉県収入証紙により納入することを可能にするため、当該検査手数料を別表第二に新たに規定する。
 - ② その他道路交通法施行令の一部改正に伴う所要の規定の整備を行う。

2 改正の内容

新旧対照表のとおり

3 施行期日

令和4年4月1日から施行する。ただし、1（3）の改正規定は令和4年5月13日から施行する。